

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第33号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中款、条、項及び号の表示に下線が引かれた款、条、項及び号（以下「移動款等」という。）に対応する同表の改正後の欄中款、条、項及び号の表示に下線が引かれた款、条、項及び号（以下「移動後款等」という。）が存在する場合には当該移動款等を当該移動後款等とし、移動款等に対応する移動後款等が存在しない場合には当該移動款等（以下「削除款等」という。）を削り、移動後款等に対応する移動款等が存在しない場合には当該移動後款等（以下「追加款等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（款、条、項及び号の表示並びに削除款等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（款、条、項及び号の表示並びに追加款等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章・第2章（略） 第3章 地域機関 第1節・第2節（略） 第3節 その他の機関 第1款・第2款（略） 第3款 <u>削除</u> 第4款～第14款（略） <u>第15款及び第16款 削除</u> 第17款～第40款（略） 第4章・第5章（略） 附則 （総務管理部） 第6条の2 総務管理部に次の課、センター、室、 係及び班を置く。 財政課・人事課（略） <u>法務文書課</u> 法務班 <u>文書係</u> 行政情報室 <u>大学・私学振興課</u> <u>企画班</u> <u>支援班</u> 市町村課～総務事務センター（略） 2～4（略） （福祉保健部） 第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、 係及び班を置く。 福祉保健課 総務係 予算係 企画統計係 地域福祉係 <u>保</u> <u>護係</u> 人権啓発室 援護恩給室	目次 第1章・第2章（略） 第3章 地域機関 第1節・第2節（略） 第3節 その他の機関 第1款・第2款（略） 第3款 <u>県立看護大学</u> 第4款～第14款（略） <u>第15款 削除</u> <u>第16款 あげぼの園</u> 第17款～第40款（略） 第4章・第5章（略） 附則 （総務管理部） 第6条の2 総務管理部に次の課、センター、室、 係及び班を置く。 財政課・人事課（略） <u>文書私学課</u> 法務班 <u>大学・文書係</u> <u>私学係</u> <u>県立大学班</u> 行政情報室 市町村課～総務事務センター（略） 2～4（略） （福祉保健部） 第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、 係及び班を置く。 福祉保健課 総務係 予算係 企画統計係 地域福祉係 <u>看</u> <u>護介護人材係</u> 保護係 人権啓発室 援護恩給 室

国保・福祉指導課 (略)
医務薬事課
地域医療係 医療指導係 薬務係 薬事指導係
魚沼基幹病院設立準備室

医師・看護職員確保対策課

看護職員確保・育成係

高齢福祉保健課
高齢化対策係 在宅福祉係 施設福祉係 介護
事業係
健康対策課～児童家庭課 (略)

(交通政策局)

第6条の10 交通政策局に次の課、室、係及び班を置く。

交通政策課 (略)
港湾振興課
港湾企画振興班 万代島・東港管理係
港湾整備課・空港課 (略)

(分掌事務)

第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局
政策課～広報広聴課 (略)
行政改革推進室

- (1) 行政システムの見直しに関する事項
- (2)・(3) (略)
政策評価室～国際企画課 (略)

総務管理部
財政課・人事課 (略)

法務文書課

- (1)～(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

大学・私学振興課

- (1) 大学等高等教育機関に関する事項
- (2) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する事項
- (3) 新潟県立大学の支援に関する事項
- (4) 新潟県立看護大学の支援に関する事項

市町村課～総務事務センター (略)

国保・福祉指導課 (略)
医務薬事課
地域医療係 医療指導係 薬務係 薬事指導係
魚沼基幹病院設立準備室 勤務医等確保対策室

高齢福祉保健課
高齢化対策係 在宅福祉係 施設福祉係 介護計画調整係 介護事業係
健康対策課～児童家庭課 (略)

(交通政策局)

第6条の10 交通政策局に次の課、室、係及び班を置く。

交通政策課 (略)
港湾振興課
港湾振興係 企画班 万代島・東港管理係
港湾整備課・空港課 (略)

(分掌事務)

第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局
政策課～広報広聴課 (略)
行政改革推進室

- (1) 組織の見直しに関する事項
- (2)・(3) (略)
政策評価室～国際企画課 (略)

総務管理部
財政課・人事課 (略)

文書私学課

- (1)～(12) (略)

(13) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する事項

(14) 大学等高等教育機関に関する事項

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) 新潟県立大学の支援に関する事項

(21) 県立看護大学に関する事項

市町村課～総務事務センター (略)

<p>県民生活・環境部・防災局 (略)</p> <p>福祉保健部</p> <p>福祉保健課</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>国保・福祉指導課 (略)</p> <p>医務薬事課</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 医師等医療従事者に関する事項 (<u>医師・看護職員確保対策課</u>の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p><u>医師・看護職員確保対策課</u></p> <p>(1) <u>医師の確保対策に関する事項</u></p> <p>(2) <u>地域医療に従事する医師の養成及びキャリア形成支援に関する事項</u></p> <p>(3) <u>保健師、助産師、看護師及び准看護師に関する事項</u></p> <p>高齢福祉保健課～児童家庭課 (略)</p> <p>産業労働観光部・農林水産部 (略)</p> <p>農地部</p> <p>農地管理課・農地計画課 (略)</p> <p>農地建設課</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>農用地の地すべり防止区域の管理に関する事項</u></p> <p>農地整備課 (略)</p> <p>農村環境課</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>農地・水・環境保全向上対策に関する事項</u></p> <p>土木部～出納局 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、保健に関する事務(衛生に関する事務を除く。)並びに福祉に関する事務のうち母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務についての所管区域は、次のとおりである。</p>	<p>県民生活・環境部・防災局 (略)</p> <p>福祉保健部</p> <p>福祉保健課</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>保健師、助産師、看護師及び准看護師に関する事項</u></p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>国保・福祉指導課 (略)</p> <p>医務薬事課</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 医師等医療従事者に関する事項 (<u>福祉保健課</u>の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>高齢福祉保健課～児童家庭課 (略)</p> <p>産業労働観光部・農林水産部 (略)</p> <p>農地部</p> <p>農地管理課・農地計画課 (略)</p> <p>農地建設課</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>農地・水・環境保全向上対策に関する事項</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>農用地の地すべり防止区域の指定及び資源調査に関する事項</u></p> <p>農地整備課 (略)</p> <p>農村環境課</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>土木部～出納局 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、保健に関する事務(衛生に関する事務を除く。)並びに福祉に関する事務のうち母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務についての所管区域は、次のとおりである。</p>
---	---

名 称	所 管 区 域	
(略)		
長岡地域振興局	長岡市 <u>小千谷市</u> 見附市 三島郡	
魚沼地域振興局	魚沼市	
(略)		
6 第1項の規定にかかわらず、福祉に関する事務 (母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務を除く。) についての所管区域は、次のとおりである。		
名 称	所 管 区 域	
(略)		
長岡地域振興局	長岡市 柏崎市 <u>小千谷市</u> 見附市 三島郡 刈羽郡	
南魚沼地域振興局	十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡	
(略)		
7～16 (略)		
17 地域振興局の部又は港湾事務所の事務の一部を 分掌させるため、次のとおり農林事務所、維持管 理事務所、地区センター及び分所を置く。		
名 称	位 置	担 当 区 域
(略)		
新潟地域振興 局新潟港湾事 務所東港分所	北蒲原郡聖 籠町	港湾法による新潟港 港湾区域並びに同港 臨港地区及び同港港 湾隣接地域の区域の うち <u>南浜地区</u> 西端以 東の区域
(略)		
18・19 (略)		
(名称、位置及び所管区域)		
第25条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次の とおりである。		
名 称	位 置	所 管 区 域
(略)		
長岡保健所	長岡市	長岡市 <u>小千谷市</u> 見附市 三島郡
魚沼保健所	魚沼市	魚沼市
(略)		
2 前項の規定にかかわらず、新潟県保健所条例(昭 和63年新潟県条例第35号)別表第2の1の項所掌 事務の欄に掲げる事務についての所管区域は、次 のとおりである。		
名 称	所 管 区 域	
(略)		
長岡保健所	長岡市 柏崎市 <u>小千谷市</u> 見附市 三島郡 刈羽郡	
南魚沼保健所	十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡	

名 称	所 管 区 域	
(略)		
長岡地域振興局	長岡市 見附市 三島郡	
魚沼地域振興局	<u>小千谷市</u> 魚沼市	
(略)		
6 第1項の規定にかかわらず、福祉に関する事務 (母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務を除く。) についての所管区域は、次のとおりである。		
名 称	所 管 区 域	
(略)		
長岡地域振興局	長岡市 柏崎市 見附市 三 島郡 刈羽郡	
南魚沼地域振興局	<u>小千谷市</u> 十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚 沼郡	
(略)		
7～16 (略)		
17 地域振興局の部又は港湾事務所の事務の一部を 分掌させるため、次のとおり農林事務所、維持管 理事務所、地区センター及び分所を置く。		
名 称	位 置	担 当 区 域
(略)		
新潟地域振興 局新潟港湾事 務所東港分所	北蒲原郡聖 籠町	港湾法による新潟港 港湾区域並びに同港 臨港地区及び同港港 湾隣接地域の区域の うち <u>西埋立地</u> 西端以 東の区域
(略)		
18・19 (略)		
(名称、位置及び所管区域)		
第25条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次の とおりである。		
名 称	位 置	所 管 区 域
(略)		
長岡保健所	長岡市	長岡市 見附市 三 島郡
魚沼保健所	魚沼市	<u>小千谷市</u> 魚沼市
(略)		
2 前項の規定にかかわらず、新潟県保健所条例(昭 和63年新潟県条例第35号)別表第2の1の項所掌 事務の欄に掲げる事務についての所管区域は、次 のとおりである。		
名 称	所 管 区 域	
(略)		
長岡保健所	長岡市 柏崎市 見附市 三 島郡 刈羽郡	
南魚沼保健所	<u>小千谷市</u> 十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚	

(略)
3・4 (略)

(名称、位置及び所管区域)

第31条 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
長岡児童相談所	長岡市	長岡市 柏崎市 小千谷市 見附市 三島郡 刈羽郡
南魚沼児童相談所	南魚沼市	十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡

(略)

第3款 削除

第70条から第72条まで 削除

沼郡

(略)
3・4 (略)

(名称、位置及び所管区域)

第31条 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
長岡児童相談所	長岡市	長岡市 柏崎市 見附市 三島郡 刈羽郡
南魚沼児童相談所	南魚沼市	小千谷市 十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡

(略)

第3款 県立看護大学

(名称及び位置)

第70条 県立看護大学の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
新潟県立看護大学	上越市

(組織)

第71条 県立看護大学に次の局、課及び係を置く。

事務局
総務課
庶務係
教務学生課
教務係 図書学生係

(分掌事務)

第72条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。

事務局
総務課

- (1) 人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 学内諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 教務学生課に属しない事項
教務学生課
- (1) 教育課程及び授業時間に関する事項
- (2) 入学試験及び学業成績に関する事項
- (3) 学生の入学、卒業等に関する事項
- (4) 学生の諸資格認定に関する事項
- (5) 学籍簿の調製及び保管に関する事項
- (6) 学生の面接指導に関する事項

- (7) 学生の課外教育に関する事項
- (8) 学生及び学生団体の指導監督に関する事項
- (9) 学生の集会及び催物に関する事項
- (10) 学生の福利厚生及び保健衛生に関する事項
- (11) 学生の就職あつせんに関する事項
- (12) 学生の奨学金及び授業料の減免等に関する事項
- (13) 読書指導及び図書知識の普及に関する事項
- (14) 図書の整備、保管、貸付け等に関する事項

(設置)

第95条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条の規定により、身体障害者更生相談所を置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
長岡身体障害者更生相談所	長岡市	長岡市 柏崎市 見附市 三島郡 刈羽郡
南魚沼身体障害者更生相談所	南魚沼市	十日町市 魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡

(略)

(設置)

第97条 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条の規定により、知的障害者更生相談所を置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
長岡知的障害者更生相談所	長岡市	長岡市 柏崎市 見附市 三島郡 刈羽郡
南魚沼知的障害者更生相談所	南魚沼市	十日町市 魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡

(略)

第98条 (略)

第15款 削除

第99条及び第100条 削除

(設置)

第95条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条の規定により、身体障害者更生相談所を置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
長岡身体障害者更生相談所	長岡市	長岡市 柏崎市 小千谷市 見附市 三島郡 刈羽郡
南魚沼身体障害者更生相談所	南魚沼市	十日町市 魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡

(略)

(設置)

第97条 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条の規定により、知的障害者更生相談所を置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
長岡知的障害者更生相談所	長岡市	長岡市 柏崎市 小千谷市 見附市 三島郡 刈羽郡
南魚沼知的障害者更生相談所	南魚沼市	十日町市 魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡

(略)

第98条 (略)

第15款及び第16款 削除

第99条から第102条まで 削除

第16款 あけぼの園

(名称及び位置)

第101条 あけぼの園の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
新潟県あけぼの園		長岡市	

(組織及び分掌事務)

第102条 あけぼの園に庶務課及び指導課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課

- (1) 人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 給食に関する事項
- (3) 指導課に属しない事項

指導課

入園者の生活指導及び職業訓練に関する事項

(職員の種類)

第163条 法第172条第1項に規定する職員は事務職員、技術職員及び用員とし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第92条第2項に規定するその他必要な職員は教務職員及び用員とする。

2～4 (略)

5 教務職員は、大学において教授の研究の補助を行い、併せて学生の実験、学習、実技若しくは演習を直接指導し、又は研究題目を担当して直接研究を行う。

(職の設置)

第164条 本庁及び各地域機関に、法令の規定により置かれる職並びに第2節及び第3節の規定により置く職制上の職のほか、次のうち必要な職を置く。事務職員、技術職員、教員及び教務職員をもつて充てる職

(1)～(41) (略)

用員をもつて充てる職 (略)

(法務調整員等)

第172条 総務管理部文書私学課に法務調整員を置く。

2 総務管理部文書私学課に浄書印刷長及び副浄書印刷長を置くことができる。

(総括政策企画員等)

第177条 知事政策局政策課に総括政策企画員を置く。

2 知事政策局政策課、行政改革推進室、政策評価室、国際課及び国際企画課、総務管理部文書私学

(職員の種類)

第163条 法第172条第1項に規定する職員は、事務職員、技術職員及び用員とする。

2～4 (略)

(職の設置)

第164条 本庁及び各地域機関に、法令の規定により置かれる職並びに第2節及び第3節の規定により置く職制上の職のほか、次のうち必要な職を置く。事務職員、技術職員及び教員をもつて充てる職

(1)～(41) (略)

用員をもつて充てる職 (略)

(法務管理監等)

第172条 総務管理部法務文書課に法務管理監を置くことができる。

2 総務管理部法務文書課に法務調整員を置く。

3 総務管理部法務文書課に浄書印刷長及び副浄書印刷長を置くことができる。

(総括政策企画員等)

第177条 知事政策局政策課に総括政策企画員を置くことができる。

2 知事政策局政策課、行政改革推進室、政策評価室、国際課及び国際企画課、総務管理部大学・私

学振興課、地域政策課及び情報政策課、県民生活・環境部県民スポーツ課、震災復興支援課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部医師・看護職員確保対策課及び障害福祉課、産業労働観光部産業政策課、産業振興課、労政雇用課、観光局交流企画課及び観光局観光振興課、農林水産部農業総務課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(建築調整員)

第181条の2 総務管理部管財課、土木部都市局営繕課及び交通政策局港湾振興課に建築調整員を置く。

(次長)

第189条 保健所、福祉事務所、中央児童相談所、食肉衛生検査センター、計量検定所、病虫害防除所、家畜保健衛生所、自治研修所、放射線監視センター、中央福祉相談センター、保健環境科学研究所、精神保健福祉センター、コロニーにいがた白岩の里、新星学園、若草寮、新潟学園、工業技術総合研究所及び流域下水道事務所に次長を置くことができる。

2・3 (略)

(内部組織の長等)

第192条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 コロニーにいがた白岩の里の児童部、成人部、高齢期更生部、重複更生部及び社会復帰部並びに新星学園に寮長を置く。

5 コロニーにいがた白岩の里の児童部、成人部、高齢期更生部、重複更生部及び社会復帰部並びに新星学園に副寮長を置くことができる。

6 (略)

7 (略)

8 各地域機関の内部組織の長、副所長、教頭、寮長、副寮長、事務長、事務長補佐、診療部長、科部長、科医長、看護部長、看護師長、副看護師長及び副校長は、上司の命を受けてその組織の事務を掌理し、又は処理する。

課、地域政策課及び情報政策課、県民生活・環境部県民スポーツ課、震災復興支援課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部障害福祉課、産業労働観光部産業政策課、産業振興課、労政雇用課、観光局交流企画課及び観光局観光振興課、農林水産部農業総務課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(建築調整員)

第181条の2 総務管理部管財課及び土木部都市局営繕課に建築調整員を置く。

(次長)

第189条 保健所、福祉事務所、中央児童相談所、食肉衛生検査センター、計量検定所、病虫害防除所、家畜保健衛生所、自治研修所、放射線監視センター、中央福祉相談センター、保健環境科学研究所、精神保健福祉センター、あけぼの園、コロニーにいがた白岩の里、新星学園、若草寮、新潟学園、工業技術総合研究所及び流域下水道事務所に次長を置くことができる。

2・3 (略)

(内部組織の長等)

第192条 (略)

2 (略)

3 県立看護大学に副学長を置く。

4 県立看護大学の事務局に事務局次長を置く。

5 (略)

6 あけぼの園及びコロニーにいがた白岩の里の児童部、成人部、高齢期更生部、重複更生部及び社会復帰部並びに新星学園に寮長を置く。

7 あけぼの園及びコロニーにいがた白岩の里の児童部、成人部、高齢期更生部、重複更生部及び社会復帰部並びに新星学園に副寮長を置くことができる。

8 (略)

9 (略)

10 各地域機関の内部組織の長、副所長、副学長、教頭、事務局次長、寮長、副寮長、事務長、事務長補佐、診療部長、科部長、科医長、看護部長、看護師長、副看護師長及び副校長は、上司の命を受けてその組織の事務を掌理し、又は処理する。

(看護学部長等)

第195条 県立看護大学に看護学部長、図書館長及び

	<p>看護研究交流センター長を置く。</p> <p>2 <u>看護学部長は、上司の命を受けて教務、学生の厚生補導及び就職指導並びに入学試験に関する企画及び立案について総括整理する。</u></p> <p>3 <u>図書館長は、上司の命を受けて図書館の運営に関する企画及び立案について総括整理する。</u></p> <p>4 <u>看護研究交流センター長は、上司の命を受けて看護研究交流センターの地域連携、研究、広報その他の運営に関する企画及び立案について総括整理する。</u></p>												
<p>第195条 (略)</p> <p>(主任准看護師)</p> <p>第196条 コロニーにいがた白岩の里及びはまぐみ小児療育センターに主任准看護師を置くことができる。</p> <p>第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> <th>設置規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県障害者介護給付費等不服審査会</td> <td><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第97条第1項の規定による市町村の介護給付費等又は地域相談支援給付費等に係る処分に対する不服の審査に関する事務</td> <td><u>新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例</u>（平成18年新潟県条例第23号）第2条第1項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	名称	担任する事務	設置規定	新潟県障害者介護給付費等不服審査会	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）第97条第1項の規定による市町村の介護給付費等又は地域相談支援給付費等に係る処分に対する不服の審査に関する事務	<u>新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例</u> （平成18年新潟県条例第23号）第2条第1項	<p>第195条の2 (略)</p> <p>(主任准看護師)</p> <p>第196条 <u>あけぼの園</u>、コロニーにいがた白岩の里及びはまぐみ小児療育センターに主任准看護師を置くことができる。</p> <p>第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> <th>設置規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県障害者介護給付費等不服審査会</td> <td><u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第97条第1項の規定による市町村の介護給付費等又は地域相談支援給付費等に係る処分に対する不服の審査に関する事務</td> <td><u>新潟県障害者自立支援法施行条例</u>（平成18年新潟県条例第23号）第2条第1項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	名称	担任する事務	設置規定	新潟県障害者介護給付費等不服審査会	<u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）第97条第1項の規定による市町村の介護給付費等又は地域相談支援給付費等に係る処分に対する不服の審査に関する事務	<u>新潟県障害者自立支援法施行条例</u> （平成18年新潟県条例第23号）第2条第1項
名称	担任する事務	設置規定											
新潟県障害者介護給付費等不服審査会	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）第97条第1項の規定による市町村の介護給付費等又は地域相談支援給付費等に係る処分に対する不服の審査に関する事務	<u>新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例</u> （平成18年新潟県条例第23号）第2条第1項											
名称	担任する事務	設置規定											
新潟県障害者介護給付費等不服審査会	<u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）第97条第1項の規定による市町村の介護給付費等又は地域相談支援給付費等に係る処分に対する不服の審査に関する事務	<u>新潟県障害者自立支援法施行条例</u> （平成18年新潟県条例第23号）第2条第1項											
<p>附 則</p>													
<p>この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p>													